

防府市山口型放牧推進事業実施資器材貸与規定

平成 23 年 5 月 2 日制定

(通則)

第 1 条 この規定は、防府市山口型放牧推進事業実施要綱（平成 23 年 5 月 2 日制定。以下「実施要綱」という。）に基づき山口型放牧を実施する、実施要綱第 2 条の実施者（以下「実施者」という。）に対し、実施要綱第 3 条第 1 項第 1 号に定める防府市が所有する山口型放牧実施に必要な資器材（以下「資器材」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象等)

第 2 条 市長は、資器材の貸与を受けようとする実施者に対し、別表に掲げる資器材を貸与する。

(管理台帳)

第 3 条 市長は、資器材の適正な管理のため、管理台帳を整備しなければならない。

(資器材の貸与申請)

第 4 条 第 2 条の規定による資器材の貸与の申請をしようとする実施者が実施要綱第 5 条に定める実施計画書を提出し、承認を受けた後に、市長が定める期日までに提出する申請書の様式は、資器材貸与申請書（第 1 号様式）とする。

(資器材の貸与)

第 5 条 市長は、前条の貸与申請書の提出があった場合は、管理台帳を確認のうえ、資器材の貸与を行うものとする。

(貸与資器材の管理)

第 6 条 貸与された資器材は、適正に管理されるものとする。

(資器材の返納)

第 7 条 貸与された資器材は、事業が完了したときは、速やかに返納されるものとする。

2 前項の規定は、実施者が、実施要綱第 7 条の規定により、事業を

中止し、又は廃止したときに準用する。

(返納された資器材の確認等)

第9条 農林水産振興課職員は、前条の規定による資器材の返納があった場合は、実施者とともに返納された資器材の数量及び状態について確認するものとする。

2 前項の確認により資器材に不具合等が認められた場合には、農林水産振興課職員はその対応について実施者に指示するものとする。

(実績報告書)

第10条 事業を完了したときに、実施者が、資器材の返納後、速やかに提出しなければならない実績報告書の様式は、実績報告書(第2号様式)とする。

(資器材の貸与の取消し等)

第11条 市長は、実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、資器材の貸与の決定を取消し、資器材を返納させることができる。この場合において、実施者が損害を受けることがあっても、市は賠償の責めを負わない。

(1) この規定に違反したとき。

(2) 事業の施行方法が不相当と認められるとき。

附 則

この規定は、平成23年5月2日から施行し、平成23年度分の貸与から適用する。

附 則

この規定は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表

事業	資器材	実施者
防府市山口型放牧推進事業 (資器材貸与)	太陽光発電システム パワーユニット 検電器 電気牧柵ポール 電気牧柵ワイヤー エンジンポンプ	農家 営農集団 集落営農法人

第1号様式（第4条関係）

防府市山口型放牧推進事業 資器材貸与申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所

氏 名

防府市山口型放牧推進事業を下記のとおり実施したいので、防府市山口型放牧推進事業資器材貸与規定第3条の規定に基づき、下記のとおり資器材の貸与を申請します。

記

1 貸与を希望する資器材名及び数量

資器材の名称	数量

2 事業計画

別紙実施計画書のとおり

3 貸与期間

・貸出希望日 _____ 年 月 日

・返却予定日 _____ 年 月 日

貸出確認	返納確認

第2号様式（第10条関係）

年度 防府市山口型放牧推進事業（資器材貸与）実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所

氏 名

防府市山口型放牧推進事業実施要綱に基づき、下記のとおり事業を実施したので、防府市山口型放牧推進事業実施資器材貸与規定第10条の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助事業の目的

山口型放牧を導入し、農地の保全を図るため。

2 事業実績

①事業実施場所（山口型放牧を実施した農地地番を全て記載）

防府市 _____

②設備設置日 _____年 _____月 _____日

③放牧開始日 _____年 _____月 _____日

④放牧終了日 _____年 _____月 _____日

⑤放牧牛の所有者 住所 _____

氏名 _____

⑥保険加入の有無 _____有・無_____

⑦山口型放牧終了後の農地利用計画

※この実績報告書には、資器材の設置状況、放牧状況、放牧終了時の農地の状態がわかる写真を添付してください。